

「千代田区参画・協働ガイドライン(案)」 意見の内容及び区の考え方

職員意見公募(9名、19件) ※意見者の番号は、意見を提出した各人に1つ付番した番号です。

意見番号	意見者	該当箇所	意見内容	検討結果
1	職員1	ガイドライン全体	区政への参画・協働を活性化させるためには、区民等にとって区政をより身近に感じてもらえるような環境整備が必要であり、今まで区政参画に関心の薄かった方々を取り込むことが重要と考えます。 例えば、急速に普及しているスマートフォン等、身近なICT技術を活用してより簡易に区民等から意見を収集できる仕組みづくりを検討してはどうかと考えました。	意見のとおり、スマートフォン等を活用して、迅速かつ気軽に、住民が行政に地域の課題や情報を寄せられる試みを行っている自治体もあり、そうした試みについてもご紹介しておくべきだと考えます。 このため、千葉市広聴課が行っている実証実験(スマートフォンやパソコンから、地域の課題を住民に報告してもらう試み)と、そうした手法のメリット及び今後の課題を紹介するコラムを追記しました。
2	職員2	ガイドライン全体	計画の策定・改定や重要な方針を決定する際に、意見公募が義務付けられたり、意見交換会や住民説明会を行うことを求められたりしているが、現在の職員体制では絵に描いた餅に思えてならない。各課がまちまちなやり方でやっては効率的ではないので、意見募集等の手順をまとめて、全庁で統一的なやり方を提示してほしい。	本ガイドラインでは、「区民参画・協働推進検討部会」等における庁内の議論を踏まえつつ、区民等への影響が特に大きい5つの事例について、参画のルールを定めました。 しかしながら、会議形式の参画手法(意見交換会や住民説明会等)の実施手順は、各課の事業の性質や状況により異なってくるため、全庁統一的なルールを示すことは難しいと考えます。
3	職員3	◇はじめに ◇第1章 共通編 IV 各主体に期待される役割	あまり聞かない熟語に感じました。意味が理解できない職員もいると思います。違う表現のほうがよいかもしれません。ただし、あくまでも個人的見解です。 「はじめに」下から6行目「涵養」、P7 7行目「証左」、P8 6行目「裾野」(P42最下段で「すそ野」とあり、もし使うのなら統一)	「涵養」「証左」については、それぞれわかりやすい表現に改め、「裾野」は「すそ野」に統一しました。
4	職員3	第1章 共通編 II 区民等による参画と協働を推進する社会的背景	「基礎的自治体」 昔は基礎的自治体と言われましたが、現在は、「的」を付けず、基礎自治体と呼ぶことが多いです。※本ガイドラインだけでない話です。私は以前財政課にも伝えましたが、変えてはいません。地方自治に詳しい方に一度確認するのもよいかもしれません。なお、私は明治大牛山先生に基礎自治体と教えられました。	「基礎自治体」および「基礎的自治体」は、ともに法令上の用語ではなく、地方自治法等の法令においては、「基礎的な地方公共団体」という表現が用いられています。 特別区は、地方自治法上「基礎的な地方公共団体」と位置付けられていますが、基礎自治体たる市の権限の一部が都に留保された特別地方公共団体である点を重視して、千代田区では総合計画や条例において、「基礎的自治体」という表現で統一して運用しています。このため、ガイドラインにおいても「基礎的自治体」という表現を使用します。
5	職員3	第1章 共通編 III 参画・協働を推進する意義	最後の段落とその前の段落で「ひいては」が続いており、文章的にやや違和感を感じます。	違和感を与えないよう、文章の一部を修正します。
6	職員4	第1章 共通編 IV 各主体に期待される役割	「区に期待される役割」では、これを目指すために職員個人個人のレベルでどのような努力をするなり、職員像を目指すかという視点まで落として書かないとなかなか実感がわかないのではないのでしょうか。 たとえば「ファシリテーションスキルの習得により、職員が役所の中だけでなく、地域に飛び出し、ファシリテーションを活用して住民自治の実現に貢献できる可能性が広がります」などの例を挙げただけであれば、よりイメージがしやすいのではと考えました。	意見のとおり、参画と協働を推進するために、私たち職員一人ひとりが日々の業務の中で実践すべきことを、ガイドラインの中で示す必要があると考えます。 そこで、共通編「III 1 自治意識の向上と自己実現機会の増加」に、「職員一人ひとりが日々の業務を通じて地域の声に耳を傾け、施策等の見直しに反映させ、積極的に参画・協働の推進に努める」という記述を加えました。
7	職員1	第2章 参画編 III 参画の手法と特徴、留意点	区が想定する「区民等」には在住者のみならず、在勤・在学者も含まれると記載されています。昼間人口の多い本区では、在勤・在学者等との協働も重要と考えます。 参画方法については(1)意見公募～(9)住民投票まで例示され、それぞれの特性と留意点について説明されていますが、例えば「意見公募」「広聴」は在住者、在勤・在学者ともに参画しやすい一方、「住民説明会」「住民投票」は現実的に在住者でないと参画しにくいのではないかと思います。 そのため、それぞれの参画方法の説明の中で、「対象とすべき区民等」という視点があっても良いのではないかと考えました。	参画編「II 参画の主体」に、「施策や事業の内容により、参画の対象となり得る主体は異なってくると考えられます。」とあるとおり、「対象とすべき区民等」は、参画の手法によって決まるというよりは、対象となる施策や事務事業の内容(取扱う案件)によって決まると考えられるため、追記はせずに、このままとします。
8	職員5	第2章 参画編 III 参画の手法と特徴、留意点	参画手法について (1)、(2)・・・手法毎に頁が改まると見やすいと思います。((8)政策立案 (9)住民投票 部分のように)	意見のとおり、手法ごとに頁を改めました。

「千代田区参画・協働ガイドライン(案)」 意見の内容及び区の考え方

職員意見公募(9名、19件) ※意見者の番号は、意見を提出した各人に1つ付番した番号です。

意見番号	意見者	該当箇所	意見内容	検討結果
9	職員1	第2章 参画編 Ⅲ 参画の手法と特徴、留意点	(6)無作為抽出による区民討議の説明中、③投票により優先順位付けがされるため、より多くの人に指示される…とありますが、「指示される」→「支持される」ではないかと思いました。	指摘のとおり訂正しました。
10	職員6	第2章 参画編 Ⅲ 参画の手法と特徴、留意点	広聴の手段として、アンケート調査をあげている。その際の留意点について、回答者にわかりやすいような様式およびレイアウトにすると謳われているが、具体例を挙げたほうがわかりやすい。	意見を踏まえ、「アンケート」の説明に、「質問項目設定の留意点」、「レイアウトの留意点」、「回答選択肢の留意点」の3つを追加しました。
11	職員6	第2章 参画編 Ⅳ 千代田区における参画のルール	千代田区における参画のルールについて、事例紹介を5つ挙げており、11～24頁の「参画の手法と特徴、留意点」を参考に…との記載があるが、参画の手法については、再掲した方がわかりやすい。	参照すべき頁が広範に渡っていてわかりづらかったため、参照先を見開きの「【参画】の手法 一覧表」に改めました。
12	職員7	第2章 参画編 Ⅳ 千代田区における参画のルール	低未利用地の活用及び施設整備について、低未利用地の一部を実際に見てみると、廃止後、施設が残されたままになり、治安上・防災上疑問が残るものもある。新たな施設建設に関しては、ガイドラインのとおり区民需要を明確にして、慎重に計画を立てることが必要だが、一方で、維持管理における取り壊しについては、維持管理にも多額の税金がかかることから、スピード感を持った計画方法も盛り込めないだろうか。	意見のとおり、低未利用地活用の検討については、スピード感を持って進める必要があります。しかし一方で、区民等にとって重大な影響を及ぼす案件であることから、広く区民等の意見を聴取するために、丁寧な参画のプロセスを経ることもまた必要であると考えています。
13	職員8	第2章 参画編 Ⅳ 千代田区における参画のルール	現在進行している施設整備を考えると、かなりの施設整備が土地活用方針の策定にかかるのではないのでしょうか。特に、学校、保育園の建て替えの場合、施設に係る議論に加えて、地域施設(出張所の新設、運営主体や定員等の要望)が実際にできています。こうした議論を丁寧に行うにはかなりのマンパワーと時間を要します。施設整備は金と時間をかければ、かなりの要求は実現できます。したがって資源の配分を議論することは相当大変です。「土地活用方針の策定」での議論は、どれくらいの時間を想定しているのでしょうか。また、説明会も学区内であるのか、出張所館内であるのか、近接町会であるのか悩ましいところですが、もちろん、これが本来の行政のあるべき姿であるとの観点を否定するものではありません。しかし、所管部はこの痛みを実感しているのでしょうか。	土地活用や施設整備の方向性について合意形成を図るのに時間がかかることは、意見のとおりです。しかしながら、土地の資産価値が高い千代田区であればなおのこと、その活用にあたっては、区民意見の把握と十分な説明が行われるべきであり、こうした取組を「痛み」ととらえるべきではないと考えています。一方で、意見にもある「意見聴取にどれだけの時間をかけることができるのか」、「説明会をどの範囲で行うべきか」などは、個々具体の事例により異なるものであり、また、何らかの事情により物理的・時間的制約が伴うものも当然想定されます。このため本ガイドラインは、「区民参画・協働推進検討部会」における庁内での議論なども踏まえつつ、ルール化は区民生活に特に影響の大きい5つの類型に限定しているところです。なお、住民説明会等、会議形式で実施する参画手法の対象範囲については、「共通の留意点」として、案件に応じて意見を聴く範囲を広げ、または限定するよう定めていますが、意見にもあるように、例えば「学校区単位」を基準とした方がより効果的に意見を聴取できる場合なども想定されるため、ルール化した部分における記述も、これと整合を図るための見直しを行いました。
14	職員5	第2章 参画編 Ⅳ 千代田区における参画のルール	この空白頁は必要でしょうか？	次ページ「5 公園の整備」を見開きで見やすくするために、調整している頁となります。
15	職員3	第2章 参画編 Ⅳ 千代田区における参画のルール	公園の整備「維持・補修のための改修のみ行うことが決まっている場合を除く」という表現が分かりにくいです。なお、現在大規模な工事を行っている秋葉原公園ですが、工事件名が改修工事です。改修というのは、当課としては大きな工事を指すため、改修という言葉を使わないほうがよいかと思います。例: 数日程度の維持・補修工事を除く or 簡易的な維持・補修工事を除く など。	意見のとおり、「簡易的な維持・補修工事のみ行う場合を除く」という記述に改めました。
16	職員5	第3章 協働編 Ⅴ 協働の手法と特徴、留意点	協働手法について (1)、(2)…手法毎に頁が改まると見やすいと思います。	意見のとおり、手法ごとに頁を改めました。

「千代田区参画・協働ガイドライン(案)」 意見の内容及び区の考え方

職員意見公募(9名、19件) ※意見者の番号は、意見を提出した各人に1つ付番した番号です。

意見番号	意見者	該当箇所	意見内容	検討結果
17	職員9	資料編 2 参画と協働に関連する区の例規等 (資料2-(2))	「千代田区意見公募手続要綱」について 要綱第8条第3項で「意見を提出するときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。」と明記しているが、実際に実施するパブリックコメントでは、各号で規定する項目を任意に採用して回答を受領しているのが現状である。 区民の区政参画の機会増加を目指す視点からは、その回答要件を厳格にすれば、回答意欲を失い、回答数の減少からパブリックコメントの有効性が問われることにもなりかねないが、逆に要件を大幅に緩和し、全てを任意回答とすれば、回答内容の信憑性が低下しかねない。 同要綱の運用の方向について、他自治体の事例を参考にし、区としてどのような回答要件が必要なのかを検討する必要がある。 私の個人的な考えでは、積極的な区政意見の収集をモットーに、「区民の声」の取扱内容も考慮した上で、氏名、住所、在勤・在学・在住の種別、回答内容を必須とし、それ以外は回答要件から除外する(要綱改正して削除)が必要であると考えます。	意見のとおり、区民等が意見を提出しやすくなるよう、「千代田区意見公募手続要綱」における「意見の提出にあたって提出者が明らかにしなければならない事項」について回答要件の緩和を図るとともに、ガイドラインの該当箇所を修正しました。
18	職員5	その他	「ガイドライン(案)」をPDF化するにあたり、本編と資料編は分けてPDF化してもらいたかったです。PDFデータを開いて、頁数が「129」と表示されると、読むハードルが高くなります。	意見のとおり、ガイドラインの完成版をホームページ等に掲載する際には、本編と資料編を分けて掲載します。
19	職員5	その他	この「ガイドライン」をひろく職員に浸透させるために、何か方策は考えていますか？	定期的に運用実態の調査を行うなどにより、ガイドラインの庁内での浸透状況の把握に努め、事務執行説明会等の機会を捉えて、継続的に職員への周知を図っていきます。